



環境省

インセンティブ方策に関する 今年度の検討内容について



■昨年度の業務では、①自然共生サイトを対象とする環境価値等の売買手法等、②その他の経済的インセンティブ手法等」の調査・検討に加え、③自然共生サイト認定に対するインセンティブ制度（素案）のとりまとめを主に実施しました。

令和4年度の調査・検討

①自然共生サイトを対象とする環境価値等の売買手法等の調査・検討

- 生物多様性分野とその他分野の国内外における価値売買の仕組みを調査
- 生物多様性分野については、生物多様性オフセットに含まれるバンキング制度等について国内外の事例を調査し、わが国への適用可能性について分析
対象国：イギリス、フィンランド、オーストラリア、メキシコ、南アフリカ等
- その他の分野については、主にカーボン関連の第三者認証の事例を調査し、生物多様性分野への適用可能性について分析
調査対象：J-クレジット、非化石証書、グリーン電力証書、J-ブルークレジット等

②その他の経済的インセンティブ手法等の調査・検討

- 自然共生サイトの取組に対する経済的支援を促す手法の調査・検討を実施
- 継続的なインセンティブ付与が見込まれる既存制度・仕組みを調査し、実施主体・支援主体を区別しながら、既存制度・取組との連携・拡充など様々な組合せで検討
調査対象：企業版ふるさと納税、補助金・交付金、人材派遣、寄附等

③自然共生サイト認定に対するインセンティブ制度（素案）作成

- 自然共生サイト認定制度と連携した貢献証書制度の素案を検討、作成
- 制度導入にあたっての主要論点（ストーリー性、需給バランス・マッチング等）を整理し、その対応策を検討

2. 令和4年度の調査・検討結果より洗い出された論点

- 調査・検討結果を基に、経済的インセンティブの検討で考慮すべき5つの主要論点を洗い出しました。
- 今年度も引き続き当該論点を踏まえ調査・検討を実施します。

主要論点

論点 (1)

申請者・管理者にとってのインセンティブは金銭に限られない

論点 (2)

自然共生サイト認定を受ける管理者側のインセンティブと支援する側のインセンティブを分けて考える必要がある

論点 (3)

特に対個人や相対取引での支援を受ける場合は、ストーリー性（なぜするのか、それによってどのような変化があるのか等）を持たせることが重要

論点 (4)

バンキング制度については現行の法制度、諸外国における事例等を踏まえ、現段階では検討対象とせず、まずは自然共生サイトの保全に対する貢献に関わる施策を優先的に検討

論点 (5)

「行政の介入」や事前事後の効果測定の実施（EBPMに関するロジックモデルや社会インパクト評価）等による信頼性の確保が必要。



主要論点を踏まえて、30by30目標に係る経済的インセンティブ等は、
①貢献証書制度 ②その他様々な支援メニューの組み合わせ
で検討する方針に。

3. 経済的インセンティブの検討に係る中期的なスケジュール

- 昨年度から検討を開始した貢献証書制度は令和7年度の本格運用の開始を目指し、制度の詳細設計や記載内容の検討を進めるとともに、今年度は貢献証書とマッチングの試行を実施します。
- その他インセンティブについては、他制度との連携や伴走支援施策等の検討を行います。

貢献証書制度

その他インセンティブ

令和4年度
2022年度

- 貢献証書制度の素案を作成
- 貢献証書の記載内容（案）の整理
- 貢献証書の使途方針（案）の整理

企業版ふるさと納税や既存の補助金の活用や伴走支援等のその他施策の検討方針の整理

令和5年度（本業務）
2023年度

- 貢献証書制度の詳細設計
- 貢献証書、マッチングの試行（WG設置）を実施（認定証の活用検討も含む）

- 企業版ふるさと納税や既存制度の活用に関する詳細の検討、設計
- 伴走支援の具体的な施策の検討およびポータルサイト構築のための検討

令和6年度
2024年度

- 令和5年度の業務を基に制度を構築
- 制度の試行運用

令和7年度
2025年度

- 試行運用の結果を基に制度の見直し・修正検討
- 制度の本格運用

- 各施策について継続的に検討、具体化を図りつつ、**試行・運用等を順次実施**
- 専門家派遣等の伴走支援を実施するためのポータルサイトの構築、設計、実装・運用

令和8年度
2026年度

4. 今年度の主な調査・検討テーマ

- 今年度は昨年度の検討会でもお示したとおり、引き続き、貢献証書の詳細設計及びその他インセンティブの調査・検討を進める方針としています。
- 本検討会においては、特に①貢献証書制度の詳細設計 ②マッチングを支援する仕組み についてを議論の対象とし、③伴走支援等のその他インセンティブ施策については報告の対象としていきます。

令和5年度以降の調査検討方針

貢献証書制度に関する検討

- **貢献証書制度の詳細設計**を実施。
- 詳細設計の実施にあたっては、自然共生サイトの試行を行った企業等へのヒアリング等を行う。
- 自然共生サイトの所有・管理者とその管理の支援を希望する者との **マッチングを支援する仕組み**についても検討する。

その他インセンティブに関する検討

- その他インセンティブ方策に関する調査及び一部試行を実施。
- 企業版ふるさと納税、補助金・助成金、税制優遇等、自然共生サイトのインセンティブとして活用・連携が期待できる制度を調査し、活用を検討する。
- 「自然共生サイト」の所有・管理者への伴走支援方策についても検討する。自然共生サイト認定に向けた申請書作成や生物情報調査に関する支援策、モニタリングを含む管理内容の充実や質の向上に向けた支援策等について検討する。その際に、これらの支援を行うことが可能な専門家等の人材派遣制度等の構築や一部試行を進める。

今年度の検討会の主なテーマ

① 貢献証書制度の詳細設計【議論】

⇒ 貢献証書の記載内容の詳細検討、発行の仕組み等を検討・試行

② マッチングを支援する仕組み【議論】

⇒ 自然共生サイトに認定された所有者・管理者およびその管理を支援する希望者等がマッチングし、支援ができる仕組み等を検討・試行

③ その他方策【報告】

⇒ 自然共生サイトの申請や管理における支援のための専門家のリスト整備等の伴走支援の仕組み等、様々な施策について検討・試行

5. 30by30に係る経済的インセンティブ等検討会の進め方



- 今年度の検討会は全3回の開催を予定しており、各回の開催時期、テーマは下記のとおり想定しております。
※検討会のテーマは業務状況等によって流動的になることが想定されます。

検討会テーマ案（現時点想定）

第1回

今年度の検討方針について
7/18（火） 13:00 - 15:30

- 昨年度までの振り返り及び今年度の検討方針について
- 貢献証書制度について
- 伴走支援等のその他施策の検討状況について

第2回

貢献証書及び
マッチングの試行について
【10月頃 予定】

- 貢献証書及びマッチングの試行の実施内容について
- その他施策の検討状況について

第3回

貢献証書制度マッチングの結果報告及びそ
の他施策について
【3月頃 予定】

- 貢献証書及びマッチングの試行の実施結果報告及び改善点について
（貢献証書の記載内容とその活用について）
- その他施策の検討状況について
- 今年度のまとめ及び来年度の検討方針について



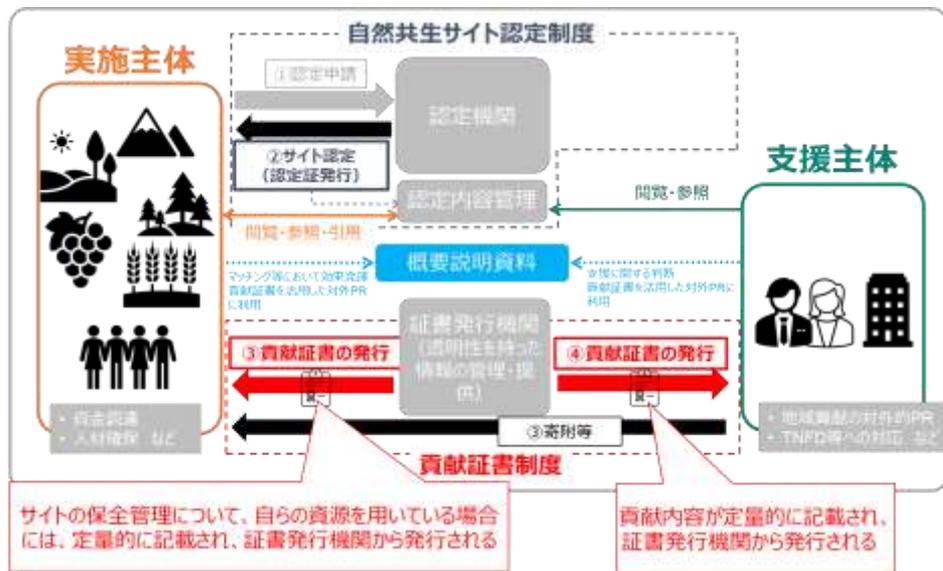
貢献証書制度について



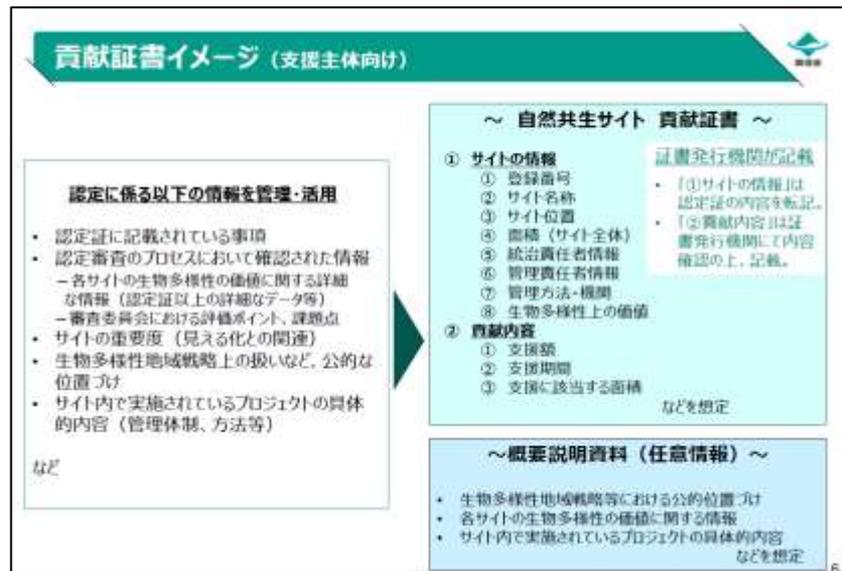
1. 貢献証書に関する昨年度までの検討

■昨年度は貢献証書制度の素案（制度イメージ、想定記載内容、想定用途等）を作成。今年度は、実際の試行的発行等を行いながら、詳細の作り込みに入る。

制度イメージ



貢献証書の内容・用途



出所： 20230322_令和4年度第4回「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」資料4 貢献証書制度の検討状況

認定証 当該サイトが、自然共生サイトの認定基準を満たし、環境大臣の認定を受けたサイトであることを証するもの。

貢献証書 資源（経済的、人的資源等）提供等を通して自然共生サイトの保全、管理（サイトの質の維持、向上）に貢献していることを証するもの。

【貢献証書記載内容について】

- ・ 貢献証書本体には、環境省にて確認ができる事実関係のみを記載。
- ・ 支援と本業との関係やTNFDに活用しうるようなストーリー性を含む情報については、貢献証書とは分離させた任意の概要説明資料に記載。（概要説明資料は環境省等における事実確認は行わないことを想定）

2. 貢献証書の名称、位置づけ等の再整理

検討会の論点①



- **変更点①**：保全活動の実施主体（自然共生サイトの所有・管理者）は**認定証**が発行され、認定自体がインセンティブとなるため、別途貢献証書を発行する効果は小さいと考えられるため、貢献証書の発行対象は支援者のみとする。
- **変更点②**：また、当証書の位置づけは、生物多様性価値への貢献度等を証明するものではなく、支援行為自体を証明するものとし、**支援者**に対して発行する『貢献証書』と呼んでいた当証書の名称を『**支援証明書**』に変更する。

実施主体

支援者

① 認定申請

② サイト認定
(認定証発行)

③ 貢献証書の発行

変更点①

認定機関

支援証明書
発行機関

変更点②

④ 支援証明書の発行

④ 貢献証書の発行

③ 支援実施（寄附等）

実施主体

認定証

※認定証の別紙に生物多様性の価値等が記載される予定であり、それらは環境省の認定対象となる

支援者

支援証明書

※支援証明書には証書発行機関で確認できる支援内容（事実関係）だけが記載される

自然共生サイトの認定も支援も、TNFD等の対応も視野に各企業等の本業に関連付けて活用するには**ストーリー構築が重要**。

認定済自然共生サイト等と支援者（30by30アライアンスメンバーの企業等）を対象に**モデル事業（マッチング）**を実施し、認定および支援証明書の内容等についてWGで議論を行う。 ※詳細は後述

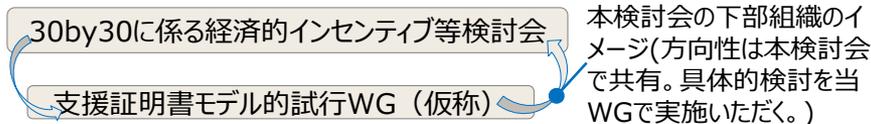
3. 認定証、支援証明書の活用及びマッチングの試行

検討会の論点②



- 認定および支援証明書の活用のためのケーススタディとして、前期に認定される自然共生サイト等の所有者・管理者と30by30アライアンスメンバー等を対象にした支援希望者とのマッチングを試行。
- 認定および支援証明書をTNFDにおいて活用できるものとして設計するため、本試行においては、認定証別紙や支援証明書の記載内容等について、実施主体および支援者となる事業者、金融機関等とともに検討し、ドラフトを作成するモデル事業を実施。
- 認定証別紙および支援証明書（ドラフト）の詳細設計においては、TNFD等への活用という側面や投資家から見た評価などを具体的に検討したく、「支援証明書モデル的試行WG（仮称）」を設置。※メンバーは今後検討・調整。

支援証明書モデル事業WG（仮称）の位置付け



企画イメージ

保全活動実施主体



- ①被支援自然共生サイト募集
- ③被支援自然共生サイト応募
- ⑤マッチング結果通知
- ⑥自然共生サイト支援受領
- ⑦支援結果報告



- ②自然共生サイト支援者募集
- ④自然共生サイト支援者応募
- ⑤マッチング結果通知
- ⑥自然共生サイト支援実施
- ⑧支援証明書(ドラフト)発行

支援者



想定手順

- マイルストーン I : 第1回30by30に係るインセンティブ等検討会 (7/18)
- マイルストーン II : 環境大臣による自然共生サイトの認定
- 手順1. 支援証明書モデル的試行WGの実施方針確定
- マイルストーン III : 第2回30by30に係るインセンティブ等検討会 (10月上旬)
- 手順2. 支援マッチング試行のアナウンス
- 手順3. 被支援自然共生サイト・支援者募集/応募 (①,②,③,④)
- マイルストーン IV : マッチングイベント (11月上旬) ※実施を検討
- 手順4. マッチング結果通知 (⑤)
- 手順5. 支援証明書モデル的試行WGによる支援証明書(ドラフト)の内容検討・作成
- 手順6. 自然共生サイト支援実施期間 (⑥)
- 手順7. 支援結果報告 (⑦)
- 手順8. 支援証明書(ドラフト)発行 (⑧)
- 実際の支援でなく
仮想支援を想定
- マイルストーン V : 第3回30by30に係るインセンティブ等検討会 (3月上旬)

本紙

基本の記載事項（支援証明書発行機関にて証明する内容）

①サイトの情報

登録番号：100XXX
サイト名称：XXX公園
サイト位置：東京都XX区YYY
面積（サイト全体）：XXX ha
統治責任者情報：XXX
管理責任者情報：XXX
管理方法・機関：XXX

支援内容の記載について、
課題や論点が残る

基礎項目

②支援内容

支援額：¥1,000,000
支援期間：令和6年度5月～8月
※非金銭的支援の場合はその内容を記載

インプット

別紙

特記事項（別紙／支援者が任意で作成する内容）

生物多様性地域戦略等における公的位置づけ
地域課題の解決に係る貢献内容
サイト内で実施されているプロジェクトの具体的内容（管理体制、方法等）
本業との関連、支援者の知見、技術の支援

アウトカム
も含む

- 支援証明書に記載する支援内容について、寄付金額等の「インプット」情報で評価するか、生物多様性やネイチャーポジティブへの寄与度合等の「支援による効果」で評価するかは1つの論点である。
- 生態系の面での貢献度を、即時的かつ明確に測ることができる指標が無いこと等から、支援証明書に記載するのは支援時点でのインプット情報のみとし、支援したことによる効果等の情報は任意に特記事項として別紙に記載することとしたい。

インプットで評価

支援による効果で評価

支援
内容

- 経済的支援
- 人為的支援
- 技術的支援
- 物的支援 等

- 支援したことによる効果
(生物多様性への寄与度合い等)

課題

- 生物多様性やネイチャーポジティブへの影響を測定するための指標ではない

- 貢献度を測定するために、明確に測ることのできる統一的な指標が存在しない
- 支援の影響が直ぐに反映されるとは限らない

考え方・
対応方針

- 事実として証明できる**インプット（支援額等）情報のみを用いて支援証明書を作成**
- **支援証明書の活用方法は企業等の支援者にて検討し、支援証明書の評価は相対取引に委ねる**

- 支援したことによる効果など**測定しうる情報は特記事項として、支援者が実施主体と調整の上、任意に別紙に記載。**
- ただし、**任意に記載する際の記載方針や留意点については一定のルールが必要。**制度の運用開始までに整理の上、提示。
- 今後、確立された評価指標等が開発された場合には、**支援証明書本紙の基本の記載事項に加えることを検討**

地域戦略の位置づけ

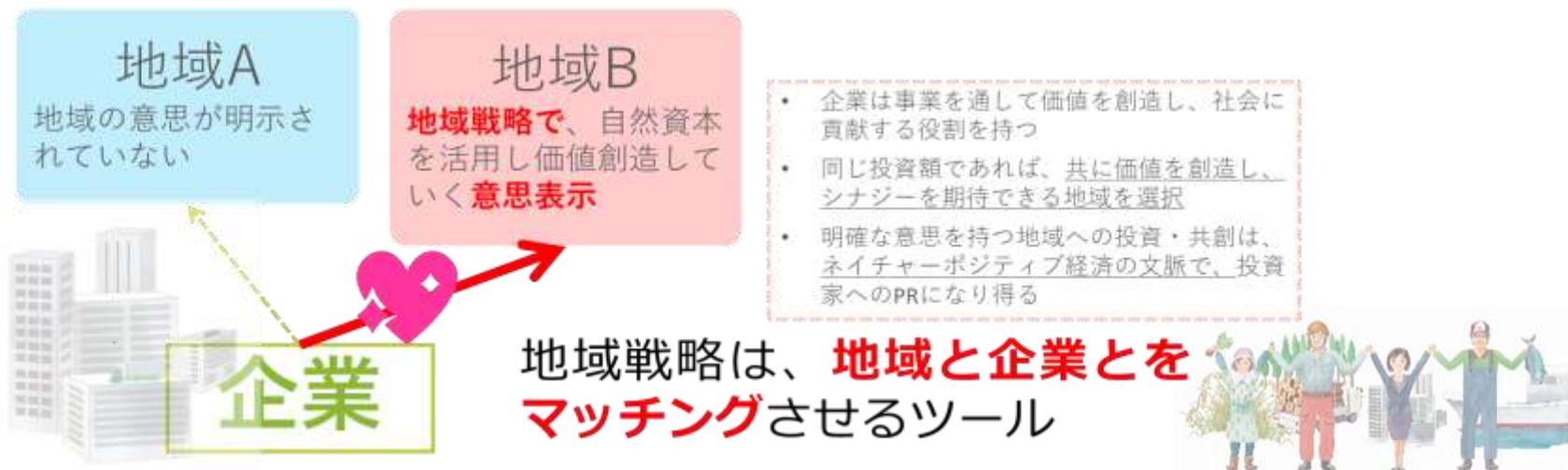
○生物多様性地域戦略は地域課題の解決に資する戦略
今や多くの民間企業は生物多様性の回復につながる事業機会を探しており、地域戦略により地域のメッセージを明確に発信することで地域と企業とをマッチングするツールとなる。

生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）における記載

第3章 第2節 民間企業とのコラボレーションや周辺地域との相乗効果

1. 新たな産業や事業投資の誘引（抜粋）

自然情報に関する財務情報の開示（TNFD）が必然化していく中で、生物多様性や自然資本を通じた価値創造に関して、明確な意思を持つ地域は、コラボレーション相手として非常に魅力的です。特に自社で自然資本を持たない多くの民間企業にとって自然資本を持続可能な形で管理しながら提供してくれる地域とコラボレーションすることは、同じ投資額でより多くの価値創造、社会的使命を果たすことができるので、企業価値を高める事にもつながります。





その他施策の検討状況について



1. その他施策の検討状況について

- 自然共生サイトの申請準備～モニタリングの各フェーズにおいて、専門家派遣等が可能となるようなポータルサイトの構築や既存制度や事業の活用等、その他施策についても検討・試行等を実施。

施策イメージ

専門家派遣、 人材バンク整備 (ポータル構築)

- 自然共生サイトの申請者・管理者が環境調査やモニタリング等において活用できるよう、自然共生サイトの申請・管理のプロセスに関与できる**専門家の派遣や人材バンクの整備**、仲介するマッチングシステムの整備（既存の人材派遣制度の活用）等を検討。
（支援可能地域、支援可能フェーズ、過去の支援実績等が整理されるイメージ）
- 支援を求める者と支援を提供する者にとって必要な情報が集まる**ポータルサイトの構築**を検討する。将来的には別途検討している見える化システムに内装することを想定。

既存制度、 事業等の活用

- 自然共生サイト認定が他制度において付加価値となる**他制度との連携**
- まずは**既存の制度や事業等を活用**（企業版ふるさと納税の活用含む）。
（保全活動、モニタリング調査、人員確保等に使える補助金や既存の仕組みを活用し、自然共生サイト認定前後の取組を支援）
- 法案の検討と整合を取りつつ、新たな仕組みについても検討する。

簡易モニタリング 手法の開発

- 自然共生サイトに認定された管理主体が自立・継続的に**モニタリングできるように手法の技術開発**、マニュアルの整備等を行う。

脱炭素先行地域について

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行。
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

※脱炭素先行地域づくり事業では地方公共団体等に対して50億円を上限に交付金を交付し、概ね5年程度にわたり継続的かつ包括的に支援する。

「重点連携モデル」への項目追加

地域特性に応じた地方創生やまちづくりにも資する多様な脱炭素化モデルを創出するため、重点選定モデルを設け、優れた計画提案を評価。第4回募集から、「生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組」に関する枠組みを新設。（以下、脱炭素先行地域づくりガイドブック（第4版）より該当部分を抜粋）

※全文はこちらから（<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/boshu.html>）

【要件】重点選定モデル④生物多様性の保全、資源循環との統合的な取組

以下のいずれかに該当し、施策間の相乗効果が期待できること。

- i.生物多様性の保全、資源循環に関する事業のいずれか又は両方と、脱炭素先行地域の取組を組み合わせ、統合的に実施すること
- ii.生物多様性の保全や資源循環に関する各府省庁の制度・枠組み等を統合的に活用し、脱炭素先行地域の取組によって、各取組をさらに深化させること

【モデルの例】自然共生サイト×資源循環×脱炭素

- 遊休荒廃地を〇〇畑に転換し、定期的の下草刈りを行うことで希少種を含む生態系豊かな良質で育成環境を創出することで、OECM（自然共生サイト）の認定を受けている。
- 脱炭素先行地域の取組としては、〇〇畑でのソーラーシェアリングや地域の鳥獣被害対策にも資する太陽光発電施設の配置、発生する剪定枝を含む地域の未利用材を活用して木質バイオマス発電事業を実施し、バイオ炭を畑に散布することにより資源循環の強化を図る。
- 上述の取組を通じ、良好な生態系の保全と地域の未利用材の有効利用、脱炭素化を実現しつつ、農作物の品質向上を実現する。

【参考】補助金の活用（生物多様性保全推進支援事業）

◆ 生物多様性保全推進支援事業の活用

■ 生物多様性保全推進支援事業（交付金）の交付要綱を一部改正（令和5年3月13日）し、令和5年度より、当交付金においても**企業版ふるさと納税の活用が可能**となった。

【交付要綱より抜粋】（交付額の算定基準）第6条
 この交付金の交付額は、総事業費から寄付金その他の収入額を差し引いた額、別表3の第2欄に掲げる交付対象経費の支出予定額及び第3欄に掲げる基準額を比較して最も少ない額に第4欄に掲げる交付率を乗じて算出した額とするものとする。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。（後略）

出典（右図）：「令和2年度税制改正 企業版ふるさと納税の拡充・延長」
 （内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局）



【参考】令和5年度生物多様性保全推進支援事業

対象事業	交付対象となる事業内容
重要生物多様性保護地域保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR内における生息環境の保全再生等
広域連携生態系ネットワーク構築	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で生態系ネットワークの構築に係る広域の取組等
地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組等
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組等
国内希少野生動植物種保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善等のほか、これに必要な分布状況調査・保全計画策定
里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、重要湿地、特定植物群落、国立・国定公園普通地域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動



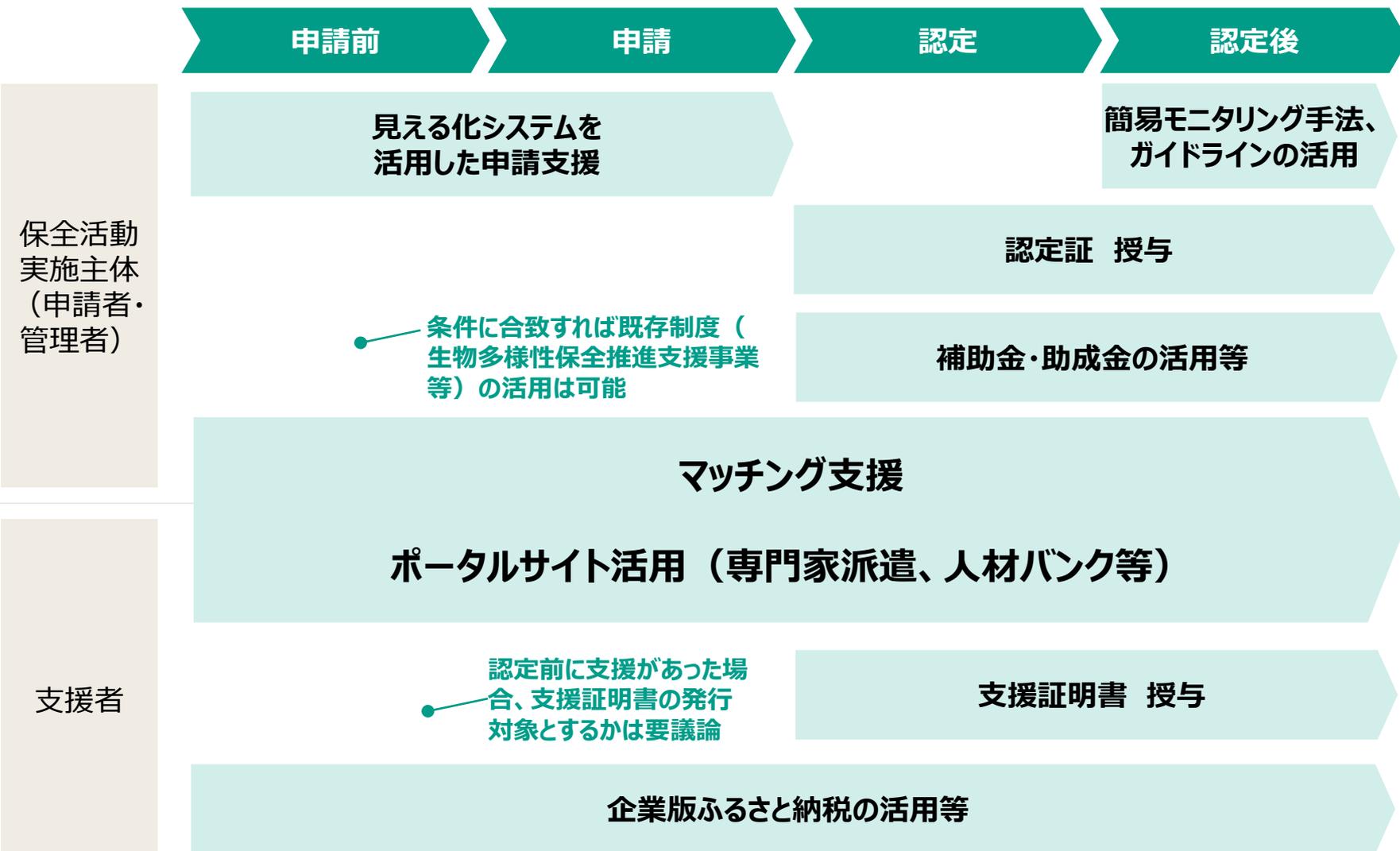
環境省

まとめ・本日の論点



1. インセンティブの全体像

- 保全活動実施主体（申請者・管理者）及び支援者が自然共生サイトの取組において、各フェーズで活用・受けることができるインセンティブの一覧（案）を以下に整理した。



2. 本日の論点（ご意見を伺いたい事項）

■本日は、下記3つの論点を中心にご意見等いただけますと幸いです。

論点①：貢献証書の名称、位置づけ

下記の方針に対するご意見

- ✓ 貢献証書の発行対象は支援者のみとする
- ✓ 『貢献証書』と呼んでいた当証書の名称を『支援証明書』に変更する

論点②：支援証明書及びマッチングの試行

下記の方針に対するご意見

- ✓ 認定証、支援証明書の活用及びマッチングについて試行を実施する
- ✓ 検討会の下部組織として、TNFD等への活用という側面や投資家から見た評価などを具体的に検討するための「支援証明書モデル的試行WG（仮称）」を設置する

論点③：支援内容の評価方法

下記の方針に対するご意見

- ✓ 支援証明書に記載する貢献内容をインプット（支援金額等）で評価する
- ✓ 支援したことによる効果等のアウトカム情報は特記事項として、支援者が実施主体と調整の上、任意に記載する（記載方針や留意点については一制度の運用開始までに要整理）
- ✓ 今後、確立された評価指標等が開発された場合には、支援証明書本体の基本の記載事項に加えることを検討する